

総合支援資金特例貸付
借 用 書 (再貸付)

借入金額	60 万円	借入月額	20 万円×3 か月
借入期間	貸付決定月からの__3__か月間 (上限 3 ヶ月)		

総合支援資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
については、裏面の重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

この欄は担当職員が記入します。

社会福祉法人__大阪府__社会福祉協議会会長 殿
(借受人)

住 所	大阪府大阪市●●区 ●●町●●マンション 101 号室			
氏 名 (自 署)	大阪 太郎 印			
生年月日	大正 昭和 平成	41 年	1 月	5 日生



[借入要項]

	金融機関名	支店名	種別	口座情報	
1 振込先	オオサカ 銀行 信用金庫 組合 労働金庫	本店 中央 支 店 出張所	普通 当 座	名義 (カナ)	オオサカタロウ
				口座番号	11111-111111
2 貸付金の償還	据置期間	<input checked="" type="checkbox"/> 12 ヶ月	<input type="checkbox"/> その他 (ヶ月)		
	償還期間	<input checked="" type="checkbox"/> 120 ヶ月	<input type="checkbox"/> その他 (ヶ月)		
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還	<input type="checkbox"/> 一括償還		
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。				

借入申込書と同様の期間、償還方法をご記入ください。

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。